

第 6 0 号議案

久留米市三潯 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を
改正する規則の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市三潯 B & G 海洋センター条例施行規則（平成 1 7 年久留米市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を改正することについて、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市三潴 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を
改正する規則の臨時代理について

久留米市三潴 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する
ことについて、別紙のとおり教育長により臨時代理したので報告し、
承認を求める。

久留米市三潴B & G海洋センター条例施行規則の一部を
改正する規則

久留米市三潴B & G海洋センター条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

第2条第1号中「9月30日まで」を「8月31日まで。ただし、
6月1日から7月20日までの間にあるは、日曜日、土曜日及び
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休
日に限る。」に改める。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則</p> <p>（供用期間）</p> <p>第2条 久留米市三潞B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の施設等を使用することができる期間（以下「供用期間」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、供用期間を変更し、又は供用期間外に使用させることができる。</p> <p>(1) <u>プール 6月1日から9月30日まで</u></p>	<p>○久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則</p> <p>（供用期間）</p> <p>第2条 久留米市三潞B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の施設等を使用することができる期間（以下「供用期間」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、供用期間を変更し、又は供用期間外に使用させることができる。</p> <p>(1) <u>プール 6月1日から8月31日まで（ただし、6月1日から7月20日は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に限る。)</u></p>

第 6 2 号議案

令和 2 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

令和 2 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定めようとするものである。

議案一部別冊

令和 2 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

久留米市立高等学校学則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 4 号）第 1 条第 3 項の規定により、別紙のとおり令和 2 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定める。

令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜要項（概要）

1 入学定員等

名 称	課 程	学 科	入学定員	
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科特別進学コース	80人	240人
		経営科学科	160人	
南筑高等学校	全日制	普通科	240人	

2 選抜試験概要

試験の名称	出願期間	試験日	合格発表	試験科目等
推薦入試	1月29日 ～2月4日	2月6日 2月7日	3月18日	面接・作文・実技
一般入試 (学力検査)	2月13日 ～2月20日	3月10日	3月18日	国語・数学・社会・ 理科・英語
補充募集	3月19日 ～3月24日	3月25日	3月27日	面接・初回受検校に おける一般入試結果

※推薦入試の選考結果通知は2月13日とする。

※3月18日の合格発表は、志願先高校のホームページ上でも行う。

3 募集人員

学 校 名	学 科	推薦入試	一般入試
久留米商業 高等学校	経営科学科 特別進学コース	入学定員の50%程度 (40名程度)	入学定員80人より推薦 合格者数を減じた数
	経営科学科	入学定員の50%程度 (80名程度)	入学定員160人より推 薦合格者数を減じた数
南筑高等学校	普通科	入学定員の30%程度 (72名程度)	入学定員240人より推 薦合格者数を減じた数

4 その他

(1) 帰国生徒等特例措置

帰国生徒等に対して以下の措置を講ずる。

- ・ 学力検査時間を延長する（国語25分延長、その他の教科15分延長）
- ・ 学力検査問題の一部について、漢字振り仮名表を用意する。
- ・ 志願先高等学校において、帰国生徒等特例学力検査室を設ける。

(2) 身体に障害がある受検者等への特別措置

障害のある生徒に対して、受検上の特別措置を講ずる。

5 昨年度からの変更点

- (1) 久留米商業高等学校の推薦入試の募集人員を定員の50%程度とする。
 - *久留米商業高等学校では、推薦入試において、専門教科（商業）を学ぶ意欲が高い優秀な人材を十分に確保するため。
 - *南筑高等学校では、現行入試において十分な成果を得ており、変更は不要である。

- (2) 「合格者の人数が10人以上入学定員を下回る学科、コースにおいては、補充募集を行うものとする。」から10名以上を削除する。
 - *学校運営のため、入学定員をできる限り確保できるようにした。

久留米市立高等学校学則

昭和 32 年 6 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 4 号

(入学)

第 11 条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 入学は、校長が許可する。

3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。

4 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(平元教規則 6・全改、平 12 教規則 9・平 22 教規則 4・一部改正)

(入学願書)

第 12 条 入学志願者は、所定の入学願書(第 2 号様式)、その他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出しなければならない。

(平元教規則 6・旧第 14 条繰上)

(誓約書)

第 13 条 入学を許可された者は、10 日以内に保護者と連署した誓約書(第 3 号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不適當と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生計を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたときは、直ちに校長に届出なければならない。

(平元教規則 6・旧第 15 条繰上・一部改正、平 12 教規則 9・一部改正)

令和 2 年 度

久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市教育委員会

久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表

1 推薦入学者選抜に関する日程

月日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
1月29日（水） ～ 2月 4日（火） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 推薦入学願書 ② 志願理由書 ③ 推薦書 ④ 入学審査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ⑤ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ⑥ 評定一覧表及び評定分布表 ⑦ 入学審査料納付者名簿
2月 6日（木） 2月 7日（金）	面接、作文、実技試験	
2月13日（木） 午前9時	選考結果の通知	
3月18日（水） 午前9時	合 格 者 発 表	

2 一般入学者選抜に関する日程

月日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月 4日（火） ～ 2月27日（木） 正 午	通学区域外からの高等学校入学志願申請受付	① 通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ② 下記入学願書受付欄の①～⑤ ③ その他必要な証明書等 (転勤証明書, 居住予定の住所を明らかにする書類等)
2月13日（木） ～ 2月20日（木） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 入学願書 ② 入学審査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ③ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ④ 評定一覧表及び評定分布表 ⑤ 入学審査料納付者名簿
2月21日（金） ～ 2月27日（木） 正 午	志 願 先 変 更 受 付	① はじめに志願した高等学校長へ志願変更届を提出する。 ② はじめに志願した高等学校長の志願変更証明書及び次の書類を志願変更先高等学校へ提出する。 ア 久留米市立高等学校へ提出する場合 (1) 入学願書 (2) 入学審査料領収証書 (久留米市立高等学校間の変更についてはその写し) (3) 調査書 (4) 評定一覧表及び評定分布表 (5) 入学審査料納付者名簿 イ 県立高等学校へ提出する場合 県立高等学校入学者選抜要項による。
3月10日（火）	学 力 検 査	
3月18日（水） 午前9時	合 格 者 発 表	

【公印省略】

1学教第1102号

令和元年11月1日

各 久留米市立高等学校長 殿
各 中 学 校 長 殿
各 義 務 教 育 学 校 長 殿
各 特 別 支 援 学 校 長 殿

久留米市教育委員会
教育長 大津 秀明

令和2年度久留米市立高等学校の入学者選抜要項等について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴校職員及び保護者に周知されるとともに、適正に処理されるよう格段のご配慮をお願いいたします。

目 次

令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一)	基本方針	1
(二)	入学志願手続等	1
1	志願資格	1
2	入学定員	1
3	志願高等学校	1
4	志願書類	1~2
5	志願書類等提出期間	2
6	志願書類等の受付	2
7	志願先の変更	2~3
8	身体に障害がある受検者等への配慮事項	3
9	その他	3
(三)	学力検査	3
1	検査教科	3
2	検査期日・時間割等	3~4
3	検査場等	4
4	検査場責任者	4
(四)	英語リスニングテスト	4
1	実施方法	4
2	実施時間割	4
3	その他	4
(五)	選抜の方法	4~5
(六)	合格者発表	5
(七)	推薦入学	5
1	対象学科等	5
2	募集人員	5
3	出願資格	5~6
4	出願の制限	6
5	推薦適任者の選考	6
6	入学志願手続	6
7	面接及び作文試験	6
8	選考	6
9	選考結果の通知	6
10	合格者発表	7
11	その他	7
(八)	補充募集	7
1	実施校	7
2	出願資格	7
3	出願期間	7

4	志願書類	7～8
5	面接	8
6	選抜の方法	8
7	合格者発表	8
(九)	その他	8

入学考査料納付金融機関名	9
--------------	---

様式1 (入学願書)	11～12
様式2 (通学区域外からの高等学校入学志願申請書)	13
様式3 A (志願変更届)	14
様式3 B (志願変更証明書)	14
様式5 (調査書)	15
I 調査書の記入について	16～17
II 調査書の記入不備等の場合について	17
III 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について	18
様式6 A (評定一覧表)	19
様式6 B (評定分布表)	20
I 評定一覧表(様式6 A)作成上の留意点について	21
II 評定分布表(様式6 B)作成上の留意点について	21
III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて	21～22
IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて	22
様式7 A (特別措置申請書)	23
様式7 B (英語リスニングテスト特別措置申請書)	24
様式推1 (推薦入学願書)	25～26
様式補 (補充募集入学願書)	27～28

令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒特例措置実施要項

1	目的	29
2	一般学力検査の特例措置	29
3	出願期限の弾力化	30
4	その他	30
別紙様式1	(帰国生徒特例措置適用申請書)	31
別紙様式2	(帰国生徒特例措置適用証明書)	32

久留米市立高等学校の通学区域に関する規則	33
----------------------	----

令和2年度久留米市立高等学校入学定員一覧表	34
-----------------------	----



令和2年度 久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一) 基本方針

- 1 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- 3 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
- 4 すべての学科、コースにおいて、推薦入学者選抜を行うものとする。
- 5 帰国生徒等については、別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

(二) 入学志願手続等

1 志願資格

- (1) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者
- (3) 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者
- (5) 青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者
- (7) その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者。ただし、この認定に当たっては、志願先高等学校で適宜試験を実施するものとする。

2 入学定員

各高等学校の入学定員は、「久留米市立高等学校学則」の規定するところによる（34頁参照）。

3 志願高等学校

入学志願者は、「久留米市立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、1校に限り志願できるものとする（33頁参照）。

4 志願書類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類
 - ア 入学願書
入学志願者は、入学願書（様式1 11頁・12頁に準じて志願先高等学校が作成するもの。）を提出すること。
 - イ 入学考査料領収証書
入学考査料として2,100円を納付した所定の領収証書を提出すること。
入学考査料は、9頁に掲げる金融機関のいずれかに納付すること。
※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意すること。また、平成30年7月

豪雨被害、平成29年7月5日からの大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者は、入学選考料が免除されるので、必要な書類や手続きについて、志願先の高等学校に問い合わせること。

ウ 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

やむを得ない理由により通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書（様式2 13頁）を提出すること。

(2) 中学校において作成し、志願先高等学校長等へ提出する書類

ア 調査書

中学校においては、各志願者の調査書（様式5 15頁）の作成に当たって、校長を委員長とする「調査書作成委員会」を設け、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に準拠して厳正に作成し、中学校長が提出するものとする。

イ 評定一覧表及び評定分布表

中学校においては、卒業予定者の全員について評定一覧表（様式6A 19頁）及び評定分布表（様式6B 20頁）を作成し、次の表の区分に従い、志願先高等学校及び久留米市教育委員会に提出するものとする。また、過年度中学校卒業者に係る評定一覧表及び評定分布表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」及び22頁の「Ⅳ 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて」によるものとする。

なお、他県からの志願者等で、評定一覧表及び評定分布表を様式6A及び様式6Bによって作成することが著しく困難である場合には、事前に志願先高等学校と協議するものとする。

評定一覧表

提出先	「氏名」欄の記入	提出期日	提出部数
志願先高等学校	当該高等学校を志願する者の氏名を記入したもの	入学願書提出のとき	1部
久留米市教育委員会 (教育部学校教育課)	卒業予定者全員の氏名を記入したもの	2月20日(木)正午まで ただし学区外からの志願者については2月27日(木)正午まで	1部

評定分布表は、評定一覧表の提出に併せて、それぞれの提出先に1部提出すること。

ウ 入学考査料納付者名簿

中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

5 志願書類等提出期間

志願書類の志願先高等学校への提出期間は、令和2年2月13日(木)から2月20日(木)の正午までとする。ただし、4の(1)のウに示す通学区域外からの高等学校入学志願に必要な書類等の提出期間は、令和2年2月4日(火)から2月27日(木)の正午までとする。

6 志願書類等の受付

高等学校長は、中学校長から提出された志願書類等を精査確認の上、受け付けること。

また、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、中学校長を経て受検者に交付するものとする。

7 志願先の変更

(1) 入学志願書類提出後、志願高等学校の変更を希望する者は、令和2年2月21日(金)から

2月27日(木)の正午までの間に、1回に限り他校(同一校内の変更を含む。)へ志願先を変更することができるものとする。

- (2) 前項の志願先の変更をしようとする者について、中学校長は、志願変更届(様式3A 14頁)を志願していた高等学校の校長に提出し、志願変更証明書(様式3B 14頁)と、さきに提出した調査書類等を受領し、それらを(1)に示した期間内に志願変更先高等学校長に提出するものとする。

ただし、久留米市立高等学校以外の県立または市立高等学校から志願先の変更をしようとする者は、新たに入学考査料を納付しなければならない。

- (3) 中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

8 身体に障害がある受検者等への配慮事項

中学校長は、身体の障害や発達障害等のため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、特別措置申請書(様式7A 23頁)を令和元年12月13日(金)までに志願予定の高等学校長に提出すること。ただし、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、直ちにさきに申請書を提出した高等学校長に申し出ること。申し出を受けた高等学校長は、志願変更先の高等学校長に当該申請書を速やかに送付すること。

特別措置申請書を提出した者のうち、通常の方法では、受検が困難と認められる者については、障害等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

なお、聴覚障害のある者が、英語リスニングテストの特別措置を受けようとする場合は(四)の3により申し出ること。

9 その他

久留米商業高等学校経営科学科特別進学コースへの志願者は、入学願書提出の際、経営科学科を第2志望として、志願することができるものとする。また、久留米商業高等学校経営科学科への志願者は、入学願書提出の際、経営科学科特別進学コースを第2志望として、志願することができるものとする。

(三) 学 力 検 査

1 検 査 教 科

国語、数学、社会、理科及び外国語(英語)について福岡県立高等学校と同一期日、同一問題で行う。なお、外国語(英語)については、(四)によりリスニングテストを行うものとする。

各教科の配点は60点とする。

2 検 査 期 日 ・ 時 間 割 等

令和2年3月10日(火)

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	9:30 ~ 9:40	9:40 ~ 10:30	10:30 ~ 10:45
数 学	10:45 ~ 10:50	10:50 ~ 11:40	11:40 ~ 11:55
社 会	11:55 ~ 12:00	12:00 ~ 12:50	12:50 ~ 13:50
理 科	13:50 ~ 13:55	13:55 ~ 14:45	14:45 ~ 15:00
外 国 語 (英語)	15:00 ~ 15:05	15:05 ~ 16:00	

細部の諸注意については、検査場高等学校において示すものとする。

なお、学力検査当日、大雪による交通途絶等学力検査が所定の期日に実施できない場合については、後日追検査を行うことができる。

3 検査場等

(1) 検査場

検査は、志願先高等学校において行うものとする。

(2) 採点

採点は、志願先高等学校において行うものとする。

4 検査場責任者

各志願先高等学校長を検査場責任者とする。

(四) 英語リスニングテスト

1 実施方法

各検査場ごとに録音音源により、校内放送設備を用いて一斉に行う。

2 実施時間割

外国語（英語）学力検査の時間割を次の表のとおりとする。

外国語（英語）学力検査時間割

内 容		時 間		合 図
第5時限	入室と注意 リスニングテスト問題及び筆記テスト問題 配布	/	15:00	予鈴（学校のベル）
			15:05	
外国語 （英語）	リスニングテスト	開始時刻	15:05	学校のベル（そのあと すぐ放送を流す。）
		終了時刻	15:20	放送（リスニングテスト 終了後、引き続き筆記 テストを実施）
	筆記テスト	開始時刻		16:00
		終了時刻		

3 その他

聴覚障害のある者が受検する場合には、中学校長は英語リスニングテスト特別措置申請書（様式7 B 24頁）を令和2年1月14日（火）までに、志願予定の高等学校長に提出すること。

なお、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、(二)の8に準ずるものとする。

(五) 選 抜 の 方 法

- 1 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値の合計によって序列を定めるとともに、学力検査の総点によって序列を定める。
- 2 調査書及び学力検査の序列がともに校長が定める一定数（入学定員以内）に入っている者をA群とし、その他の者をB群とする。

- 3 A群については、調査書に特に支障がなければ、入学予定者とする。
- 4 A群の者のうち入学予定者とならなかった者及びB群の者については、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、上記1により定める調査書の序列、学力検査の序列及びその他の資料をも精査し、総合的に選考して、上記3の入学予定者と併せて、合否を決定する。
 なお、各高等学校において、その特色等に応じ、調査書の記載事項のうち特に重視する部分を定め、選考するものとする。
- 5 過年度中学校卒業者については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。
- 6 調査書の「出欠の記録」及び「健康の記録」については、修学上はなほだしい支障のない限り、等差をつける資料としない。

(六) 合 格 者 発 表

令和2年3月18日(水)午前9時 志願先高等学校で行うものとする。

なお、各志願先高等学校のホームページ上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

久留米商業高等学校 <http://www.kyusho.kurume.ed.jp>

南筑高等学校 <http://www.nanchiku.kurume.ed.jp>

(七) 推 薦 入 学

1 対 象 学 科 等

- (1) 久留米商業高等学校
 - (ア) 経営科学科 (イ) 経営科学科特別進学コース
- (2) 南筑高等学校
 - (ア) 普通科

2 募 集 人 員

- (1) 久留米商業高等学校経営科学科、経営科学科特別進学コースにあつては、その入学定員の50%程度とする。
- (2) 南筑高等学校普通科にあつては、その入学定員の30%程度とする。

3 出 願 資 格

推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 令和2年3月に福岡県内の中学校を卒業見込みの者又は令和2年3月に福岡県外の中学校を卒業見込みの者で、卒業後、保護者の転勤等の理由により、高校入学時(4月)までに福岡県内に居住することが確定している者(義務教育学校又は特別支援学校中学部を卒業見込みの者及び中等教育学校の前期課程、外国において学校教育における9年の過程を修了見込みの者及び文部科学大臣が中学校の課程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了見込みの者を含む。)

※波線部の場合は、志願する際に、居住予定の住所を明らかにする書類等の提出が必要である。

- (2) 志願する動機・理由が明白、適切であること
- (3) 志願する学科、コースに対する適性及び興味・関心を有すること

- (4) 合格した場合、入学する意志が確実であると認められる者であること
- (5) 志願する学科、コースの教育を受けるにふさわしい学業成績であること
- (6) その他志願先高等学校長が定める出願資格を満たす者であること

4 出願の制限

出願は、1校に限るものとする。

5 推薦適任者の選考

推薦に当たっては、中学校ごとに校長を委員長とする推薦委員会を設置して、厳正、公平に選考し、適切な推薦を行うものとする。

6 入学志願手続

(1) 志願書類

- ア 推薦入学願書 (様式推1 25頁・26頁)
- イ 志願理由書 (志願先高等学校が定める様式)
- ウ 推薦書 (志願先高等学校が定める様式)
- エ 調査書 (様式5 15頁)
- オ 評定一覧表 (様式6A 19頁)
- カ 評定分布表 (様式6B 20頁)
- キ 入学考査料領収証書 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)

※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意すること。また、平成30年7月豪雨被害、平成29年7月5日からの大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者については、(二)の4の(1)のイによること。

ク 入学考査料納付者名簿

(2) 出願手続

中学校長は、令和2年1月29日(水)から2月4日(火)の正午までの間に、(1)の志願書類を志願先高等学校長に提出すること。

7 面接、作文及び実技試験

- (1) 推薦入学志願者については、志願者全員に面接及び作文を実施するものとする。
久留米商業高等学校においては、3(6)のうち、特定の部活動を志願する者に、面接、作文及び実技試験を実施するものとする。

(2) 面接及び作文試験等の期日、場所

- | | | | |
|------|-----------|-------------|--------------|
| ア 期日 | 久留米商業高等学校 | 令和2年2月6日(木) | 下記以外の志願者 |
| | | 令和2年2月7日(金) | 特定の部活動を志願する者 |
| | 南筑高等学校 | 令和2年2月6日(木) | 志願者全員 |
| イ 場所 | 志願先高等学校 | | |

8 選考

高等学校長は、中学校長から提出された書類及び面接等の結果を資料として、総合的に選考して、合格者を内定するものとする。

9 選考結果の通知

選考の結果については、令和2年2月13日(木)午前9時に、志願先高等学校長から、推薦入学選考結果通知書を中学校長に交付する。

10 合格者発表

令和2年3月18日(水)午前9時に、志願先高等学校で行う(一般入学者選抜の合格者発表と同時に)。)

なお、各志願先高等学校のホームページ(5頁に掲載)上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

11 その他

推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者は、再度、一般入学者選抜に出願することができる。この場合は、改めて入学願書等を提出しなければならない(同じ久留米市立高等学校であれば、入学考査料は不要)。

推薦入学者選抜に関する日程表

月 日 (曜 日)	事 項
1月29日(水) ～ 2月4日(火)正午	入学願書受付 (推薦入学願書・志願理由書・推薦書・調査書・評定一覧表・ 評定分布表・入学考査料領収証書・入学考査料納付者名簿)
2月6日(木)	面接、作文試験 :南筑高等学校、久留米商業高等学校(下記以外の志願者)
2月7日(金)	面接、作文及び実技試験 :久留米商業高等学校(特定の部活動を志願する者)
2月13日(木)午前9時	選考結果の通知
3月18日(水)午前9時	合格者発表

(八) 補 充 募 集

1 実 施 校

- (1) 合格者発表時に、合格者の人数が入学定員を下回る学科、コースにおいては、補充募集を行うものとする。
- (2) 実施校については、令和2年3月18日(水)に久留米市教育委員会において発表するものとする。

2 出 願 資 格

- (1) 令和2年度の久留米市立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者。ただし、同一校の同一学科、同一コース(第2志望を含む。)の再受検は認めない。
- (2) 学力検査の期日及び内容が、令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一の県内県立又は市立高等学校の入学者選抜で定められた検査教科を受検して不合格となった者。

3 出 願 期 間

令和2年3月19日(木)から3月24日(火)の正午までとする。

4 志 願 書 類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 補充募集入学願書 (様式補 27頁・28頁)

イ 入学考査料 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)

※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意する

こと。また、平成30年7月豪雨被害、平成29年7月5日からの大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者については、(二)の4の(1)のイによること。

ウ 入学考査料納付者名簿

- (2) 初回受検高等学校長から志願先高等学校長へ提出する書類
 - ア 調査書の写し
 - イ 学力検査の成績に関する証明書

5 面接

- (1) 補充募集においては、志願者全員に面接を行うものとする。
- (2) 面接期日
令和2年3月25日(水)

6 選抜の方法

学力検査及び面接の結果並びに調査書を総合して選抜するものとする。
なお、学力検査については、初回受検校での結果を利用するものとする。

7 合格者発表

令和2年3月27日(金)午前9時に、志願先高等学校で行うものとする。

(九) その他

- 1 この要項に定めるもののほか詳細については、各高等学校長に通知するものとする。
- 2 入学願書及び受検票の用紙等は、各高等学校において、この要項に示す様式に準じて作成するものとする。
- 3 入学願書及び受検票等出願に必要な用紙は、志願先高等学校において配布するものとする。
- 4 学力検査の教科別得点及び総合得点については、久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)第14条の規定により、久留米市教育委員会教育部総務へ開示を請求することができる(なお、請求手続には、受検票及び本人確認書類〔生徒手帳など〕が必要)。
ただし、本年度の学力検査に係る開示は、令和2年3月19日(木)からとする。なお、補充募集が行われる場合は、令和2年3月30日(月)からとする。
- 5 不正の事実が判明したときは、合格又は入学許可を取り消す等の措置を講ずることがある。
- 6 インフルエンザの罹患その他の真にやむを得ない理由により、当日に受検できない場合は追選抜を受検することができる。追選抜の受検を希望する者は、令和2年3月10日(火)の正午までに中学校長を通して志願先高等学校長にその旨申し出るものとする。

入 学 考 査 料 納 付 金 融 機 関 名

(株) 福 岡 銀 行	(本店及びすべての支店を含む。)
(株) 筑 邦 銀 行	(〃)
(株) り そ な 銀 行	(〃)
(株) 三 井 住 友 銀 行	(〃)
(株) み ず ほ 銀 行	(〃)
(株) 三 菱 U F J 銀 行	(〃)
(株) 肥 後 銀 行	(〃)
(株) 佐 賀 銀 行	(〃)
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	(〃)
(株) 親 和 銀 行	(〃)
(株) 佐 賀 共 栄 銀 行	(〃)
(株) 熊 本 銀 行	(〃)
(株) 福 岡 中 央 銀 行	(〃)
(株) 十 八 銀 行	(〃)
(株) 北 九 州 銀 行	(〃)
筑 後 信 用 金 庫	(〃)
大 川 信 用 金 庫	(〃)
福 岡 県 信 用 組 合	(〃)
九 州 労 働 金 庫	(〃)
久 留 米 市 農 業 協 同 組 合	(本・支店)
に じ 農 業 協 同 組 合	(〃)
福 岡 大 城 農 業 協 同 組 合	(〃)
み い 農 業 協 同 組 合	(本・支所)
三 瀦 町 農 業 協 同 組 合	(〃)

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生	
出身 学校名	学校		
久留米市立	高等学校長	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 志願先高等 学校長公印 </div>	

(注)1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 この受検票の交付をもって、入学検査料
 領収証書の受付証交付に代える。

切 取 り

(様式1)

受付年月日	受付番号	受付者印
入 学 願 書 令和2年 月 日 久留米市立 高等学校長 殿 本人氏名 _____ 保護者氏名 _____ (印)		
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。		
区 分	本 人	保 護 者
ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生
現 住 所		
出身学校名	学校	本人との 関 係
備 考	「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。	

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は検査当日必ず携帯し、受検中は監督者に見えるように常に机の上に置いておくこと。
- 2 受検に当たって必要なもの
受検票・鉛筆(シャープペンシルも可)・消しゴム・鉛筆削り
- 3 携帯電話, スマートフォン, 腕時計型端末, その他学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 4 検査期日
令和2年3月10日(火)
- 5 検査時間割

	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:40~10:30
2	数 学	10:50~11:40
3	社 会	12:00~12:50
4	理 科	13:55~14:45
5	外国語 (英語)	15:05~16:00

切 取 り

(様式2)

通学区域外からの高等学校入学志願申請書

令和2年 月 日

久留米市教育委員会教育長 殿

本人氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

下記のとおり申請します。

本人	現住所		保護者	現住所	
	出身学校名			氏名	
	氏名		氏名		
	生年月日	昭和 年 月 日生 平成	氏名		

志願先高等学校 久留米市立 高等学校

理由(具体的に記述すること。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和2年 月 日

学校長 印

(注) この申請書は、他の必要書類とともに志願先高等学校長に提出すること。

(様式3A)

令和2年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

学校長 印

志 願 変 更 届

さきに貴校を志願していた本校生徒（卒業生）は
（受検番号第 号）
立 高等学校に志願を変更しますので、提出書類の還

付をお願いします。

----- (切取り) -----

(様式3B)

令和2年 月 日

立 高等学校長 殿

久留米市立 高等学校長 印

志 願 変 更 証 明 書

下記の者は令和2年 月 日本校に志願変更届を提出したことを
証明します。

記

- 1 出身学校名
- 2 志願者氏名
- 3 受検番号 第 号

調査調書

所在地
学校名

3年 組

志願校 ※ 受番	高等学校	姓別		学年	3年	1年	2年	3年	評定	1年	2年	3年	定
※ 受番	※ 志願変更後の受番	ふりがな		昭和 平成									
A 学籍の記録		氏名		昭和 平成									
B 出欠の記録		生年月日		昭和 平成 令和									
C 健康の記録		現住所		卒業等									
D 各教科の学習の記録		卒業等		卒業見込み、卒業									
E 総合所見		欠席日数		備考									
F 総合所見		1年											
G 行動の記録		2年											
H 総合所見		3年											
I 居住証明		志願者は2年以上本校に在学し、 市区町村番地番号 に2年以上引き続き住んで保護者とともに居住している。 この調査書は本校の調査書作成委員会で作成したもので事実と相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 学校長 公印											

3年評定数値の合計

I 調査書の記入について

A 学籍の記録

- (1) 志願者欄は、志願者の氏名、ふりがな、性別、生年月日、現住所を記入する。
- (2) 教育的配慮が必要な外国籍等の生徒の記入方法については、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）の記入方法に準じ、ふりがな、氏名ともに本名を記入し、上段に括弧書きで通称を記入する。

ふりがな	(つうしょう) ほんみょう
氏名	(通称) 本名

- (3) 卒業等欄は、卒業見込み又は卒業の該当するものを○で囲み、その年月日を記入する。

B 出欠の記録

- (1) 欠席日数欄は、各学年ごとの欠席日数を記入する。ただし、第3学年に在学中の者は、令和元年12月末日現在で記入する。
- (2) 欠席日数欄は、欠席がない場合は0と記入する。
- (3) 備考欄の記入は次のとおりとする。
 - ア 欠席日数が0日から6日までの場合は空欄とする。
 - イ 欠席日数が7日から49日の場合はその中に連続7日以上のものであれば欠席の主な理由を記入し、なければ備考欄に斜線を引く。
 - ウ 欠席日数が50日以上の場合は欠席の主な理由を記入する。

C 健康の記録

- (1) 修学上留意すべき疾病及び修学上配慮すべき事項のないものについては、異常なしを○で囲み、他の欄の記入を要しない。
- (2) 疾病等の欄は、修学上留意すべき疾病がある者及び修学上配慮すべき事項がある者について記入する。
- (3) 備考欄は、健康に関する指導上、特に必要があれば記入する。

D 各教科の学習の記録

- (1) 観点別学習状況欄は、指導要録の記入要領に準じて観点ごとに「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (2) 評定欄は、第1学年及び第2学年分については、指導要録から転記する。第3学年分については、指導要録の記入要領に準じて、「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1として記入する。

E 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、指導要録の記入要領に準じて、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を踏まえて特記すべき事項を記入する。

F 特別活動の記録

特別活動の記録については、指導要録の記入要領に準じて、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

G 行動の記録

第3学年の行動の記録については、指導要録の記入要領に準じて各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

H 総合所見

総合所見については、以下の事項等を総合的に記入する。

(1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見

なお、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各必修教科に関して、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、指導要録の学習の記録の観点等を参考として、特記すべき事項を記入すること。

(2) 特別活動における生徒の活動に関する主な事実及び所見

(3) 学習に対する努力や学習態度等の日常の学習状況

(4) 進路に対する意識

(5) 学校内外におけるスポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等

(6) 趣味・特技

(7) その他進学上参考となる事項等

I 居住証明

居住証明については、記入の必要はないものとする。

その他

(1) 証明年月日、学校名（義務教育学校及び特別支援学校については、当該学校名）を記入し、公印を押印する。

(2) 義務教育学校にあつては、様式中の1年、2年、3年をそれぞれ、7年、8年、9年と読み替えて記入する。

(3) ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。

II 調査書の記入不備等の場合について

調査書は、高等学校入学者選抜のために必要かつ重要な資料であるので、志願先高等学校長が不備であると判断したものについては、受け付けることができない。

Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について

令和2年度の久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業生(以下「過年度卒業生」という。)の調査書の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 「平成26年3月以前の卒業者に係る調査書」について
「B 出欠の記録」欄から「I 居住証明」欄までの欄は空欄になること。
- 2 「D 各教科の学習の記録」について
「評定(第3学年)」欄
卒業見込みで作成した評定一覧表又は学級評定一覧表の評定値を転記すること。
※ 評定一覧表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」に留意すること。
- 3 「I 居住証明」について
居住証明については、記入の必要はないものとする。

(様式 6A)

令和 年度卒業 (見込み) 第 3 学年 評定一覧表

第 枚中の 枚

学校長 印

区分 番号	氏名	評 定										備考	
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)	段階値の合計		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
小計												※	
小計	評定 5 の数											a	a×5
	評定 4 の数											b	b×4
	評定 3 の数											c	c×3
	評定 2 の数											d	d×2
	評定 1 の数											e	e×1
	計												

※欄の数字は一致すること。

(様式 6B)

令和 年度卒業 (見込み) 第 3 学年 評定分布表

学校長 印

教科		評定	5	4	3	2	1	計
国語	人数 (人)							
	割合 (%)							100
社会	人数 (人)							
	割合 (%)							100
数学	人数 (人)							
	割合 (%)							100
理科	人数 (人)							
	割合 (%)							100
音楽	人数 (人)							
	割合 (%)							100
美術	人数 (人)							
	割合 (%)							100
保健体育	人数 (人)							
	割合 (%)							100
技術・家庭	人数 (人)							
	割合 (%)							100
(英語) 外国語	人数 (人)							
	割合 (%)							100

I 評定一覧表（様式6 A）作成上の留意点について

- 1 A 4判で作成すること。
- 2 氏名欄は、高等学校提出分については当該高等学校を志願する者について記入し、久留米市教育委員会提出分には全員について記入すること。
- 3 評定欄は、学年全員についてその評定を記入すること。学級ごと別紙となる場合等2枚以上になるときは各紙ごとの小計を記入し、最後の用紙には学年全員の合計欄を作り記入すること。
- 4 評定は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定を記入すること。
- 5 ※欄の数は一致するものであること。
- 6 原則として、特別支援学級に在籍する生徒についても評定一覧表に記入し、学年全員の合計に加えること。また、特別支援学級に在籍する生徒で特別支援学校（知的障がい）に準ずる教育課程を編成している場合は、その旨備考欄に記入すること。
- 7 普通学級に在籍する生徒と特別支援学級に在籍する生徒の評定一覧表を別葉（普通学級に係るものを1組、特別支援学級に係るものを1組）として作成しても差し支えないが、この場合においては、評定分布表（様式6 B）についてもそれぞれに別葉として作成すること。
なお、受検者がいない特別支援学級の評定一覧表及び評定分布表については、必ずしも提出の必要はないが、作成しておくことが望ましいものであること。
- 8 義務教育学校にあっては、様式中の第3学年を第9学年と読み替えて記入すること。

II 評定分布表（様式6 B）作成上の留意点について

- 1 A 4判で作成すること。
- 2 人数欄は、評定一覧表（様式6 A）におけるそれぞれの評定の当該人数を記入すること。
- 3 割合欄は、学年全員に対する各評定ごとの割合を百分率で小数第1位まで記入する（小数第2位を四捨五入する）こと。
- 4 3の結果、割合の合計が100%にならなかった場合は、該当教科の各評定の中で一番大きい割合を占める評定の数値を調整し、割合の合計を100%にすること。また、一番大きい割合を占める評定の数値が複数ある場合は、その数値のいずれかを調整すること。
- 5 義務教育学校にあっては、様式中の第3学年を第9学年と読み替えて記入すること。

III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて

令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定一覧表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成31年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 2 平成30年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 3 平成29年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 4 平成28年3月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。

- 5 平成 27 年 3 月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 6 平成 26 年 3 月卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消すこと。

※ 学級評定一覧表・・・志願者が在籍した学級の生徒全員分の評定を中学校生徒指導要録から要項様式「様式 6A」に転記したもの。

IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて

令和 2 年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定分布表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成 27 年 3 月以降の卒業者・・・評定一覧表を基に作成した評定分布表を提出すること。
- 2 平成 26 年 3 月以前の卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消して提出すること。

(様式7A)

特別措置申請書

令和 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）の障害等の状況は下記のとおりですの
で、受検（英語リスニングテストを除く。）に当って、適切な措置をとられるようお願いしま
す。

障害等の 種類・程度	
学校における生活 状況及び指導上の 配慮事項	
受検上必要と考え られる特別な配慮 事項	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、身体の障害や発達障害等のため通常の方法により受検することが困難と認められる者とする。
- 2 障害等の種類・程度欄には、医師の診断結果等に基づいて具体的に記入すること。
- 3 申請書の記載内容のみでは障害等の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

(様式7B)

英語リスニングテスト特別措置申請書

令和 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）の聴覚障害の状況は下記のとおりです
ので、英語リスニングテストについて、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害の種類・程度	
学校における生活 状況及び指導上の 配慮事項	
備 考	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。
ただし、補聴器の使用により、英語リスニングテストの通常受検が可能となる者を除く。
- 2 障害の種類・程度欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 3 備考欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること
- 4 申請書の記載内容のみでは障害程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
氏 名			
生年月日	平成	年 月 日	生
出身 学校名	学校		
久留米市立	高等	学校	長
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 志願先高等 学校長公印 </div>		

(注)1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 この受検票の交付をもって、入学考査料
 領収証書の受付証交付に代える。

(様式推1)

受付年月日	受付番号	受付者印
推 薦 入 学 願 書 令和2年 月 日 久留米市立 高等学校長 殿 本人氏名 _____ 保護者氏名 _____ (印)		
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。		
区 分	本 人	保 護 者
氏 名		
生年月日	平成 年 月 日	生
現 住 所		
出身学校名	学校	本人との関係
備 考	「本人との関係」欄には、例えば父、母、叔父等と記入すること。	

切 取 り

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接、作文、実技試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末、その他学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 3 面接等の期日及び集合時刻

令和2年2月 日 ()

時 分

取
り
切

(様式補)

受付年月日	受付番号	受付者印
<p style="text-align: center;">補充募集入学願書</p> <p style="text-align: center;">令和2年 月 日</p> <p>久留米市立 高等学校長 殿</p> <p>本人氏名 _____</p> <p>保護者氏名 _____ (印)</p> <p style="text-align: center;">貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。</p>		
区分 ふりがな	本人	保護者
氏名		
生年月日	年 月 日	日生
現住所		
出身学校名	立	学校
初回受検校 (志願課程)	高等学校(課程)
初回受検校で の学科(コース)(科	系
系・受検番号	第	号
「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。		

受 検 票

学 科	第	号
※受検番号		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和	年 月 日
	平成	
出 身 学校名	学校	
久留米市立	高等学校長	学校長公印

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2. この受検票の交付をもって、入学考査料
 領収証書の受付証交付に代える。

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接試験当日必ず携行すること。
- 2 携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末、その他学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 3 面接期日及び集合時刻

令和2年3月25日(水)

時 分

切 取 り

令和2年度 久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

1 目 的

この要項は、令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜に当たり、帰国生徒等について、必要な特例措置を講じることにより、その適切な受入れを図ることを目的とする。

2 一般学力検査の特例措置

(1) 対 象 者

ア 中国等帰国孤児子女（以下「帰国孤児子女」という。）又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入学時にすでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成25年1月1日以降に帰国若しくは入国した者

イ 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、平成31年1月1日以降に帰国した者

(2) 特例措置の内容

ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は25分、他の教科は15分延長し、その時間割は次のとおりとする。

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	8:45 ~ 8:55	8:55 ~ 10:10	10:10 ~ 10:25
数 学	10:25 ~ 10:30	10:30 ~ 11:35	11:35 ~ 11:50
社 会	11:50 ~ 11:55	11:55 ~ 13:00	13:00 ~ 13:35
理 科	13:35 ~ 13:40	13:40 ~ 14:45	14:45 ~ 15:00
外国語（英語）	15:00 ~ 15:05	15:05 ~ 16:15	

※ 外国語（英語）学力検査における検査時間の延長は、筆記テストについて行う。また、外国語（英語）学力検査の時間割は、筆記テストの終了時刻を除き、令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜要項の（四）の2に準じる。

イ 学力検査問題の漢字の振り仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意するものとする。

ウ 検 査 場

学力検査は、志願先高等学校において帰国生徒等特例学力検査室を設けて行う。

(3) 申 請 手 続

ア この特例措置の適用を受けようとする者は、入学願書等提出の際、帰国生徒等特例措置適用申請書（別紙様式1 31頁）を志願先高等学校長に提出するものとする。

イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、帰国生徒等特例措置適用証明書（別紙様式2 32頁）を交付するものとする。

ウ この特例措置の適用を受ける者は、学力検査当日、上記帰国生徒等特例措置適用証明書を検査場に携行しなければならない。

3 出願期限の弾力化

高等学校長は、海外の日本人学校の卒業生等で、帰国後直ちに入学志願手続きを行おうとする者が、やむを得ない理由により出願期限に遅れたものと認められる場合には、久留米市教育委員会教育部学校教育課長と協議の上、当該出願を受け付けることができるものとする。

4 そ の 他

この要項に定めのない事項については、令和2年度久留米市立高等学校入学者選抜要項によるものとする。

(別紙様式1)

帰国生徒等特例措置適用申請書

久留米市立

高等学校長 殿

令和2年 月 日

入学志願者氏名

(平成 年 月 日生)

保護者氏名

印

下記の事項が事実と相違ないことを誓約しますので、令和2年度入学者選抜において、帰国生徒等の特例措置を適用されるよう申請します。

特例措置の区分	一般学力検査			
対象者区分	ア 帰国孤児子女又は外国人生徒 イ その他 (該当に○印)			
海外在留地名				
在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校教育歴	学校名	所在地(国名・都市名)	在学学年 年~年	在学期間 年 月~年 月
その他	(特に参考となることがあれば記入して下さい)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和2年 月 日

学校長 印

(注) 日本に出身学校がない場合は、学校長の証明は必要ではないが、他の証明資料等があれば、提示すること。

(別紙様式2)

帰国生徒等特例措置適用証明書

入学志願者氏名 _____

受 検 番 号 _____

上記の者は、令和2年度入学選抜において、帰国生徒等の特例措置を受ける者であることを証明します。

令和2年 月 日

久留米市立

高等学校長 印

(注) この証明書は、学力検査当日、必ず検査場に持って行き、受検票と一緒に検査監督者に見せること。

久留米市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年9月1日

久留米市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次の表に定めるところによる。

名	称	通学区域
久留米市立久留米商業高等学校		福岡県内全域
久留米市立南筑高等学校		福岡県内全域

2 市立高校に就学する者は、本人又はその保護者が前項に定める通学区域内に居住しているものでなければならない。

(通学区域外からの就学)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により通学区域外から市立高校へ就学しようとするときは久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得なくてはならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、通学区域外入学志願申請書（別記様式）に市立高校への就学を必要とする理由を証明するに足る書類その他必要な書類を添えて、就学しようとする高等学校を経て、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した書類の記載事項中に虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、市立高校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月6日から施行し、平成13年4月1日以後に市立高校に入学しようとする者から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市立高校に就学している者及び平成13年3月31日以前に就学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成15年4月1日以後に市立高等学校に入学しようとする者から適用する。

令和2年度 久留米市立高等学校入学定員一覧表

名 称	課 程	学 科・コース	入学定員	修業年限
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科	160人	3年
		経営科学科 特別進学コース	80人	
南筑高等学校	全日制	普通科	240人	3年

令和2年度
久留米市立高等学校入学者選抜要項

令和元年11月1日発行

問い合わせ先 久留米市教育委員会 学校教育課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
電話番号 0942-30-9217
ファックス 0942-30-9719

久留米商業高等学校
〒830-0051 久留米市南一丁目1番1号
電話番号 0942-33-1285
ファックス 0942-33-1891

南筑高等学校
〒839-0851 久留米市御井町1360番地5
電話番号 0942-43-1295
ファックス 0942-45-1028

教育委員会後援事業等に関する報告

R1.8.9からR1.9.9 受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和元年9月8日(日) 9:00~16:00	第19回高良山剣道大会	高良山剣道大会実行委員会	久留米市御井町1番地 高良大社境内野外特設道場	後援	体育スポーツ課
2	令和元年10月14日(月・祝)9:00~	第49回高良大社くんち奉納弓道大会	高良大社	高良大社境内仮設弓道場	後援	体育スポーツ課
3	令和元年10月14日(月・祝)9:00~12:00	第38回久留米市民万歩大会	久留米ライオンズクラブ	百年公園	後援	体育スポーツ課
4	令和元年8月31日(土)~9月23日(月・祝)	第145回九州地区高等学校野球福岡大会	福岡県高等学校野球連盟	久留米市野球場	後援	体育スポーツ課
5	令和元年8月8日(木)9:30~令和元年8月9日(金)	令和元年度全国公民科・社会科教育研究会全国研究大会福岡大会	全国公民科・社会科教育研究会	都久志会館	後援	学校教育課
6	令和元年12月7日(土)9:00~17:00	第13回 五色百人一首 筑後地区大会	TOSS独歩	大牟田文化会館1階和室	後援	学校教育課
7	令和元年10月20日(日)9:30~17:00	第9回いのちのエンジニア体験会	一社 福岡県臨床工学技士会	福岡県青少年科学館2階	後援	学校教育課
8	平成31年4月7日、令和元年6月2日、7月7日、9月1日、10月20日、11月10日、12月1日、令和2年2月2日、3月1日 13:00~17:00	不登校者・中退者・引きこもりの方とその家族の相談会	NPO法人青少年教育支援センター	えーるピア久留米	後援	学校教育課
9	令和2年3月29日(日)10:00~17:00	第1回土の響きオカリナフェスティバル	土の響きオカリナフェスティバル	えーるピア久留米	後援★	学校教育課
10	令和元年7月1日(月)~令和元年8月31日(土)	日本動物園水族館協会福岡県地区会第44回児童及び幼児動物画コンクール	公益財団法人久留米市都市公園管理センター	到津の森公園、福岡市動物園、海の中道海浜公園動物の森、マリンワールド、大牟田市動物園、久留米市鳥類センター	後援	学校教育課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和元年10月19日(土) 10:00～12:00	発達支援に関する子育て講演会	久留米市子ども未来部 幼児教育研究所	幼児教育研究所 大会議室	後援	学校教育課
12	令和元年10月13日(日) 13:00～16:00	くるめジュニア音楽祭2019	KANIKAPILA Music Club	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	生涯学習推進課
13	令和元年10月20日(日) 10:00～15:00	本泰寺market	寺町market実行委員会	本泰寺	後援	生涯学習推進課
14	令和元年10月20日(日) 10:30～12:00、 12月22日(日)、令和2年2 月23日(日)	子供倫理塾	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米、久 留米市市民活動サ ポートセンター	後援	生涯学習推進課
15	令和元年10月20日(日) 10:30～12:00 11月10日(日)・26日 (火)、12月22日(日)、 1月21日(火)、2月23日 (日)、3月10日(火)	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米、久 留米市市民活動サ ポートセンター	後援	生涯学習推進課
16	令和元年10月26日(土) 18:30～20:30	第49回久留米室内管弦楽 団定期演奏会	久留米室内管弦楽団	久留米石橋文化ホー ル	後援	生涯学習推進課
17	令和元年11月2日(土)、 3日(日)10:00～16:00	わくわく!こども人形劇がっ こう ～人形つくって、ものがたり であそぼう～	特定非営利活動法人舞 台アート工房・劇列車	石橋文化センター共 同ホール研修室	後援	生涯学習推進課
18	自:令和元年11月9日 (土)13:00～17:30 至:令和元年11月10日 (日)9:00～12:00	2019年度 九州ブロック・ユ ネスコ活動研究会in福岡	久留米ユネスコ協会	ホテル マリターレ創 世	後援★	生涯学習推進課
19	令和元年11月9日(土)、 12日(火)、15日(金)、 22日(金) 10:00～11:40	久留米友の会(家事家計講 習会)	久留米友の会	やかまし村のギャラ リー、鳥栖市民文化 会館、八女伝統工芸 館、久留米友の家	後援	生涯学習推進課
20	令和元年11月12日(火) 11:30～15:30	懐メロを唄う会	令和に皆で懐メロを唄う 会	くるめりあ六ツ門 3 階 多目的ホール	後援	生涯学習推進課
21	令和元年11月16日(土) 10:30～12:00	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	大橋校区コミュニテイ センター	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
22	令和元年11月17日(日) 9:00～16:30	サイクルファミリーパーク フェスタ2019	公益財団法人久留米観 光コンベンション国際交 流協会	久留米サイクルファミ リーパーク	後援	生涯学習推 進課
23	令和元年11月24日(日) 14:00～15:30	ファミリーコンサート	mamaプラス部心音♪ konon♪	安武コミュニティセン ター	後援★	生涯学習推 進課
24	令和元年11月24日(日) 13:00～16:30	英語で感動しよう!久留米 トーストマスターズクラブ フェスティバル	久留米トーストマスタ ーズクラブ	久留米市役所2F く るみホール	後援★	生涯学習推 進課
25	令和元年11月28日(木) 10:00～18:00、 12月2日(月) 10:00～15:00	紫原 富士子展	紫の会	久留米シティプラザ 展示室	後援★	生涯学習推 進課
26	令和元年 11月28日 (木)、12月11日(水) 19:00～21:00	「ふるさとの唄2019」野田か つひコンサート	野田かつひコンサート 実行委員会	東京公演:江戸川区 総合文化センター 久留米公演:石橋文 化センター共同ホー ル	後援	生涯学習推 進課
27	令和元年12月8日(日) 13:30～	第4回クラシックギター演奏 会	久留米市民ギター室内 合奏団 夢弦	えーるピア久留米1F 視聴覚ホール	後援	生涯学習推 進課
28	令和元年12月15日(日) 14:00～16:00	プロの演奏家によるわたし の街の音楽会	オカリナ友の会	日本福音ルーテル久 留米教会	後援	生涯学習推 進課
29	令和2年5月12日(火)～ 17日(日)	連文創立70周年記念事業	久留米連合文化会	久留米シティプラザ・ グランドホール、展示 室、和室、会議室	後援	生涯学習推 進課
30	令和2年7月5日(日) 14:00～16:30	スロヴァキア国立オペラ 2020久留米公演	筑後スロヴァキア・オペ ラ交流の会	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推 進課
31	令和元年11月23日(土) 14:30開演	第27回ふくおか県民文化 祭2019久留米市子ども文 化事業 城島子どもフェスティバル 創作民話劇「風のまつり 唄」	第27回ふくおか県民文 化祭2019久留米市子 ども文化事業実行委員会	城島総合文化セン ター インガットホー ル	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課

令和元年第4回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質 問 一 覧（教 育 部 関 連）

質 問 議 員	質 問 内 容
<個人>	
市川 廣一 議員	3 城島地域における小学校統合について
南島 成司 議員	3 学校給食について (1) 給食調理場の施設環境について（自校方式）
藤林 詠子 議員	1 医療的ケアを必要とする児童生徒のための小学校、中学校への看護師配置について 2 中学校放課後等学習会事業（Jスクール）について
山下 尚 議員	1 市立小学校のプール授業について 2 発達支援について (1) 通級指導教室について
轟 照隆 議員	2 学校における医療的ケアへの対応について (1) 医療ケア児童の安全確保について (2) 看護師の配置について
原 学 議員	1 教育行政について (1) 学力アップの取り組みについて (2) タブレット導入について (3) 夏場のプール開放について (4) 中学校の部活について
森崎 巨樹 議員	3 小学校適正規模化と今後の展望について

(教育部関係)

個人

【質問議員】 市川 廣一 議員

【質問要旨】 3 城島地域における小学校統合について

【質問趣旨】 小学校統合について、現在の状況と今後の進め方について

【回答要旨】 1 これまでの取組について

市教育委員会では、昨年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定し、本年1月に、下田小学校と浮島小学校の統合を進める「第1次久留米市立小学校統合基本計画」(案)を取りまとめ、2月からは統合の対象となる城島地域で、その計画案の内容などに関する1回目の説明会を実施しました。

その中で出された、「児童の安全・安心への対応」や「統合後の教育環境」、「地域の活性化」などの様々なご意見やご質問について、より詳細なデータ分析が必要な事項の精査や、行政内部における具体的な方針の整理を行うとともに、統合に関する先行事例などについて、福岡県内の市、及び全国の中核市への調査を実施しました。

それらを整理・集約し、2回目の説明会を7月下旬から8月上旬に5校区で開催し、延べ137名の参加がありました。

参加された保護者や地域の皆様からは、統合に対して不安や不満のご意見もありましたが、複式学級への課題、スクールバスの運用、地域の活性化策、校区コミュニティの存続などに関してより具体的な協議を行うべきとの前向きなご意見もいただいたところです。

2 今後の進め方について

久留米市では、「未来を担う人づくり」と「未来につなげるまちづくり」を小学校統合の大きな柱として、より良い教育環境や魅力ある地域づくりにしっかり取り組んでいきたいと考えています。

今後とも、引き続き、丁寧な説明に努めるとともに、地域や保護者の方々と具体的な課題等について意見を交換できるような場も設定しながら、小学校統合への取組を進めていきたいと考えています。

2回目

【質問要旨】 3 城島地域における小学校統合について

【質問趣旨】 今後、さらに合意形成を図っていくために、具体的に住民との協議をどのように進めていくのか。また、今後の学校統合の基本的なスケジュールをどのように見込んでいくのか。

【回答要旨】 1 協議の進め方と学校統合への理解

今後、さらに小学校統合への理解を深めていくためには、市及び市教育委員会と地域及び保護者が率直に意見交換ができる場の設定が必要であり、現在、そのあり方について地域や保護者の方々との協議を進めているところです。

また、実際に統合を行った先行自治体の調査を行い、統合後の子どもたちの教育環境の変化や、実際の廃校跡地の活用方法、統合後の地域活性化の取組などについて共通理解を深めることにより、地域や保護者の皆様の具体的な不安や課題の解決に繋がっていききたいと考えています。

一方で、学校統合は地域住民の生活にも影響することから、地域の振興策や災害時の対応策などを検討しています。現在、下田・浮島地域の振興のため、県境を越えた佐賀県及び近隣市町との交流を強化しているところです。

直近の事例を紹介しますと、今回の災害対応におきましても、市議会やクリーンセンターの理解もいただきまして、8月大雨で被害を受けた佐賀県の災害ゴミを久留米市で引き受けるといったことをいち早く決断したところでございます。こういったことを通じて佐賀県との関係強化を行い、場合によっては、浮島・下田の振興には佐賀県側のほうで大きな道路を造っていくとか、工業団地とか、さまざまなものを造っていくことが下田・浮島の発展につながりますから、しっかりと佐賀県側と連携していく、こういったアプローチも必要になります。こういったことから、地域の皆様のさまざまな思いを共有していきたいということでもあります。

2 学校統合のスケジュール

統合の実施時期については、現時点で具体的に決定しているものではありませんが、最短・最速の場合で、という前提で申し上げますと、地域や保護者の方々との合意、市議会による条例改正の議決、ここまでが今年度中に完了しますと、来年度の令和2年度が教育課程の調整などを行う、統合のための準備期間となり、令和3年4月に統合校がスタートという見込みになります。

今後も引き続き、市及び市教育委員会全体で、小学校統合へのご理解をいただけるよう、丁寧な対応に努めていきたいと考えています。

【質問議員】 南島 成司 議員

【質問要旨】 3 学校給食について
(1) 給食調理場の施設環境について (自校方式)

【質問趣旨】 夏場の給食室は高温となり、調理員は過酷な労働環境となっている。早期に空調を設置すべきではないか。

【回答要旨】 1 給食調理室における空調設置について

国が定めた学校給食衛生管理基準では、食中毒の原因となる細菌の繁殖を防ぐため、給食調理室の温度は25℃以下に保つよう努めることとされております。さらに、調理員の労働環境の整備という面からも、空調設備の設置は必要であると認識しております。

自校方式の給食調理室については、学校給食衛生管理基準に適合させるため、床のドライ化及び汚染・非汚染作業区域の区分と合わせ、空調設備の設置を含めた改修工事を計画的に進めており、現在、自校方式42校うち6校で空調設備を整備しております。

なお、改修工事までの応急的な措置として、衛生面でも設置が可能な学校34校にスポットクーラーを配備しております。

2回目

【質問要旨】 3 学校給食について
(1) 給食調理場の施設環境について (自校方式)

【質問趣旨】 ほとんどの給食調理室は、空調設備が未設置であり、整備には時間を要するとのことであるが、調理員が熱中症になったら給食が提供できなくなる。空調整備までの間の対応をどのように考えているのか。また、児童生徒数が増加し給食室が狭くなっている学校がある。増築して給食室のスペースを広げる必要があると考えるが、市の見解を問う。

【回答要旨】 1 空調整備までの間の対応について
調理員の熱中症予防としましては、空調設備のある休憩室を積極的に活用すると

もに、こまめな休憩と水分補給を行うよう、朝礼などの際に、調理員の業務責任者や学校栄養士により注意喚起を行っているところです。

また、昨年度から、学校給食調理等業務の受託業者に対して、調理員の熱中症予防に関する具体的な対応を求めており、休憩室でのこまめな休憩や水分補給の徹底とともに、経口補水液の常備、さらには保冷材ベストの着用などといった対応がとられております。

長期的には、自校方式から給食センター方式へ切り替えて行く必要があると思っております。やはり、自校方式でさまざまな対応を行っていくには、さまざまな困難があると思っておりますから、設備の整った給食センターでしっかりと対応していく、これが基本ではないかと思っております。

2 給食調理室の児童生徒数増加対応について

児童生徒数の増加が著しい学校では、給食室の改修工事を進めることも必要であると認識しております。

しかしながら、施設改修には相当の年数と経費を要するため、回転釜や立体炊飯器などの調理機器のサイズ変更や入れ替えによって対応している状況であります。

この点でもであります。空調設備をしっかりと整備していく、また、児童数が増えた場合の対応、こういったことを考えましたら、やはり長期的には、自校方式から給食センター方式へ切り替えて行く必要性があると。もちろん、給食センター方式と言いましても、地域・地域の拠点を作っていくとか、今後、市議会のご意見も伺いながら、進めていく必要があると考えております。

【質問議員】 藤林 詠子 議員

【質問要旨】 1 医療的ケアを必要とする児童生徒のための小学校、中学校への看護師配置について

【質問趣旨】 医療的ケアが必要だが知的障害がなく特別支援学校に就学できない児童生徒も現れている中、小中学校への看護師配置が必要ではないか。また、児童生徒の学ぶ権利を保障するためにも、小中学校への早急な看護師配置が必要ではないか。

【回答要旨】 1 医療的ケアを必要とする児童生徒への対応

久留米市では、久留米特別支援学校において、委託による看護師の常時配置を行っており、同校に在籍する児童生徒は当該看護師による医療的ケアを受けることができます。現在9名の看護師が14名の児童生徒に対応しているところです。

小中学校では、保護者が学校で医療的ケアを行うか、学校訪問看護支援事業の利用によって保護者が契約した看護師が医療的ケアを行うこととなります。

この学校訪問看護支援事業は、保護者が契約した看護師が学校で医療的ケアを行う費用を、児童生徒一人当たり69万5千円を上限に市が補助する制度で、現在5人の児童が利用しています。

2 看護師の配置について

このような状況の中、知的障害を有し、特別支援学校にも通学できる医療的ケア児につきましては、特別支援学校、小中学校それぞれの制度を説明のうえ、保護者の同意を得て通学先を決定しております。その一方で、知的障害がないために特別支援学校に就学できない医療的ケア児の状況も認識しているところです。

市教育委員会といたしましては、看護師を委託又は直接任用で配置することについて、事故が発生した場合の学校の負担と責任の所在、医療的ケアを実施できる看護師の円滑な確保、教職員の体制の確保、配置に係る財源などの課題を整理する必要があると考えています。

児童生徒の学ぶ権利の保障は重要であると考えますが、児童生徒がより安全に学

校で学ぶために、その子の障害の状態に十分配慮することも重要であると考えます。
今後、そうした点について、他市の状況等に関する情報収集も行いながら検討する必要があると考えています。

3 今後の対応について

市教育委員会といたしましては、児童生徒が安全に安心して学校で学ぶために、先程申し上げましたような課題の整理を行うとともに、市内の児童生徒の状況を踏まえながら、障害の程度に応じた今後の医療的ケアのあり方について、研究していく必要があると考えております。

繰り返しになりますが、児童生徒がより安全に学校で学ぶために、その子の障害の状態に十分配慮することも重要であると考えております。

【質問要旨】 2 中学校放課後等学習会事業（Jスクール）について

【質問趣旨】 これまでの放課後等学習会事業の実績と課題の総括を問う。また、自己負担額を取る理由とその是非について問う。また、全国学力・学習状況調査などの点数を上げる取組ではなく、生徒の学習意欲を上げる取組が必要ではないか。

【回答要旨】 1 放課後等学習会事業について

現在、放課後等学習会は小学校 37 校、中学校 11 校で実施しており、学生 46 人と地域の方 191 人のご協力をいただいています。その一方で、学校による偏りが見られていること等から、さらなる人材の確保や地域との連携による学習会の充実を課題として認識しているところです。

また、平成 27 年度から 30 年度にかけて、高牟礼中学校の生徒を対象にした無料の「くるめっ子塾」を実施しました。本事業では他の塾に行ったり、学習意欲を持ってない生徒の参加につながる居場所づくりの要素が少なかったことなどから、生徒数が減少したため事業を終了したところです。

2 自己負担について

今年度、城南中学校をモデル校として実施する中学校放課後等学習会事業は、これまでの取組と異なり、特に学力の向上に重点を置いた事業です。そのため、同校の授業内容を踏まえた教材を準備するとともに、中学校又は高校の教員免許を有し、学校等での指導経験を有する講師による指導を行うこととしています。

本事業における自己負担は、こうした学力向上の取組に要する経費に充当するとともに、生徒の主体的な学習態度や家庭における学習面での後押しにつながるものとして導入しています。

先行している筑前町の事例によると、保護者から、「一定の月謝を取ってほしい」との意見が出たとのことでした。子どもが学習会を怠けて休みたいと言ったときに、月謝を払っているためもったいないので休まないようにという念押しになったということでした。

3 事業の目的について

市教育委員会では、今回の中学校放課後等学習会事業は、全国学力・学習状況調査の結果に見られますように、中学校が小学校よりも全国平均を下回る状況が続いていることから、学力の向上に重点を置いた取組として位置付けております。

その一方で、生徒の学習意欲の向上についても重要な取組であると認識しており、特に学校での放課後等学習会は、部活後にそのまま受けることができるなど効率が良かったり、友人と受けやすいという面があります。今後も授業や学校行事、部活動などにおいて、互いの良さを認め合い、自分の果たす役割を見出していくような

活動を実践することによって、自尊感情の向上に裏打ちされた学習意欲の向上に努めていきます。

4 民間の学習塾との関係について

本事業の実施に当たりましては、進学等を控えて塾の利用が高まる3年生ではなく1年生を対象としており、実施教科も英語と数学に限定する等、民間の学習塾への影響を考慮した内容にしています。

また、民業圧迫になるから、生徒の学力が全国平均以下でも構わないというのは、生徒本位の学校教育の点からいかなものかと思われまます。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 1 市立小学校のプール授業について

【質問趣旨】 市立小学校のプールについて、施設の現状及び建替えなどの整備計画はどのようになっているのか。

【回答要旨】 1 プール施設の現状について

久留米市立小学校のプールについては、46校全ての小学校に設置されており、これまで、循環ろ過機が設置されていない学校について順次改築を行ってきており、平成25年度の大橋小学校プール改築事業をもって、全小学校にろ過機を備えたプールの整備が完了しました。

一方で、既存プールの老朽化も進んでいることから、その機能維持のため、プール槽本体やプールサイド、ろ過機や給排水設備の更新などの改修を計画的に実施しながら、適切な維持管理に努めているところです。

2 今後の整備計画について

将来的な建替えについては、多額な費用を要することから、施設の老朽化の状況や校舎等を含めた学校施設全体の施設整備計画を踏まえながら、総合的に検討を進めていきたいと考えております。

2回目

【質問要旨】 1 市立小学校のプール授業について

【質問趣旨】 プールを使った授業を民間委託できないか。

【回答要旨】 1 民間委託の現状と課題

全国では、学校のプールの老朽化等を契機として、公営又は民間のプールを利用したり、民間のインストラクターによる水泳指導の支援を受けたりという事例があります。近隣におきましても、太宰府市が今年度から小学校2校で、民間のスイミングスクールのプールを利用しています。

こうした取組のメリットとしては、プールの建設費や改修費、水道代などの維持管理費の削減のほか、管理を行う教員の負担軽減、専門的な指導による児童の水泳技能の向上があります。

その一方で、委託料及び移動に要する費用や時間がかかること、また一定時間占有することができるプールの確保などが課題として挙げられます。

2 今後について

私は、この話には非常に前向きです。例えば、民間のスイミングプールを昼間久留米市が借り上げ、車で20～30分で行くことができる小中学校がプログラムを組み、一年を通じて使うということも是非検討すべきだと思います。全国大会に出場した一流選手がインストラクターになっている例もありますし、プロのコーチのもとで水泳を習った方が効果的で、学校の先生の負担軽減になり、働き方改革にもつながります。そういう意味ではいい提案だと思います。

【質問要旨】 2 発達支援について
(1) 通級指導教室について

【質問趣旨】 通級指導教室の児童生徒数及び教員一人あたりの児童生徒数の現状について問う。

【回答要旨】 1 児童生徒数の現状について
通級指導教室は、発達障害をはじめ行動や人とのかかわり、聞こえや言葉に課題のある児童生徒が、在籍校から設置している拠点校へ通い、週に1回90分程度の指導を受けるもので、福岡県の認可を受けて設置しております。
本市において通級による指導を受ける児童生徒数は、現在、小学校240名、中学校20名の合計260名となっています。この人数は、5年前の平成26年度と比較して88名増となっており、年々増加傾向が続いている状況です。

2 教員一人あたりの児童生徒数について
久留米市の通級指導教室には、今年度、県費負担教員19名、市費負担教員5名を配置しており、教員一人あたりの児童生徒数は10.8名となっています。これは、教職員の定数に関する法律に示された「児童生徒13名に教員1名」という基礎定数を満たすものとなっています。

2回目

【質問要旨】 2 発達支援について
(1) 通級指導教室について

【質問趣旨】 通級指導教室の増設や設置校の新設に伴う通級エリアの見直しによって保護者の負担を軽減すべきと考えるがどうか。また、タブレット端末は通級指導教室で効果があると思うがどうか。

【回答要旨】 1 通級指導教室の増設や通級エリアの見直しについて
現在、久留米市においては、小学校5校、中学校2校に24の通級指導教室を設置されており、5年前の平成26年度と比較して、7教室の増設となっています。通級指導教室の増設・新設につきましては、教員の配置権限が福岡県にあるため、今後も、必要な教員の配置について、県教育委員会に対して強く要望していきたいと考えています。

なお、児童生徒や保護者の移動負担の軽減につきましては、今後とも効果的な通級指導教室の配置について、福岡県と連携して取り組んでいきたいと考えています。

2 タブレット端末の導入について
市教育委員会としましては、特別支援教育におけるタブレット端末の教育効果は大きいものと認識しています。現在、市教育委員会では、文部科学省の動向も踏まえながら、タブレット端末の拡充に取り組んでおり、通級指導教室など特別支援教育における活用も含めて検討していきたいと考えています。

【質問議員】 轟 照隆 議員

- 【質問要旨】 2 学校における医療的ケアへの対応について
(1) 医療ケア児童の安全確保について
- 【質問趣旨】 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、小中学校では今後どのようにして安全を確保するのか。
- 【回答要旨】 1 医療的ケアの対応について
久留米市では、医療的ケアが必要な児童生徒が小中学校への就学を希望する場合、保護者が学校に付き添って医療的ケアを行うか、学校訪問看護支援事業の利用によって保護者自身が看護師を配置することになります。
この学校訪問看護支援事業は、保護者が契約した看護師が学校において医療的ケアを行うための費用を、児童生徒一人当たり69万5千円を上限に市が補助する制度です。
- 2 安全確保の取組について
医療的ケアを必要とする児童生徒については、学校生活における安全確保上の配慮が必要であることから、学校・保護者・主治医等が緊密に連絡を取り合い、必要となる配慮についてケース会議による情報共有を図ったり、救護に関するシミュレーションを行ったりして安全確保に努めているところです。今後ともこのような取組を通して、安全確保に取り組んでいきたいと考えています。

- 【質問要旨】 2 学校における医療的ケアへの対応について
(2) 看護師の配置について

- 【質問趣旨】 小中学校において、看護師の配置や巡回訪問等による対応をする予定はあるのか。

- 【回答要旨】 久留米市では、久留米特別支援学校において、訪問看護ステーションへの委託による看護師の常時配置を行っています。
その一方で、小中学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、保護者による対応と学校訪問看護支援事業による看護師配置の組み合わせによって対応しています。
そうした中、保護者の負担が大きくなっていることも承知しておりますが、一方で「事故が発生した場合の学校の負担と責任の所在」「医療的ケアを担うことができる看護師の安定的な確保」「教職員の体制の確保」「財源の確保」などの課題もあるところです。
児童生徒の学ぶ権利の保障は重要であると考えますが、児童生徒がより安全に学校で学ぶために、その子の障害の状態に十分配慮することも重要であると考えます。

2回目

- 【質問要旨】 2 学校における医療的ケアへの対応について
(2) 看護師の配置について
- 【質問趣旨】 学校訪問看護支援事業の上限の引き上げはできないか。
- 【回答要旨】 医療的ケアが必要な児童生徒が小中学校に就学する場合、学校訪問看護支援事業を利用したとしても、保護者が医療的ケアを行う必要があります。また、児童生徒がより安全に学校で学ぶために、その子の障害の状態に十分配慮することも重要であると

考えています。

そうした中で、小中学校においては当該制度の利用と保護者による対応を基本としながら、個々の児童生徒の障害の状態に応じた対応について、様々な角度から検討していきたいと考えています。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 1 教育行政について
(1) 学力アップの取り組みについて

【質問趣旨】 本市の学力水準の現状と平均正答率が整数化されたことへの問題認識について問う。

【回答要旨】 1 久留米市の児童生徒の学力水準について
本年度4月に行われました、全国学力・学習状況調査においては、久留米市は、小学校国語の正答率が全国平均を上回りました。
また、小学校算数、中学校国語及び数学の正答率は全国平均には届かなかったものの、全国との差は昨年度よりも縮まっております。
全体としては、全実施教科区分で全国平均を上回るという、第3期久留米市教育改革プランに掲げる目標は達成しておらず、厳しい状況と認識しています。

2 教科毎の平均正答率が整数化されたことについて
文部科学省は、平成29年度以降、数値データによる序列化や過度な競争に配慮し、都道府県別や市町村別の教科毎の平均正答率については、整数値で公表するように、公表方法が変更されました。
しかしながら、問題ごとの正答率につきましては、小数第1位までの数値データが公表されており、問題形式別や出題領域別の児童生徒の解答状況等に注目した分析は従来通りできることから、児童生徒のつまずきに応じた学習指導の充実を図る上では、従来と変わらないと考えております。

2回目

【質問要旨】 1 教育行政について
(1) 学力アップの取り組みについて

【質問趣旨】 今後の学力の保障と向上に向けた目標と取組について問う。

【回答要旨】 1 久留米市の学力に関する目標について
学力に関する目標については、今後も引き続き、全国学力・学習状況調査において、小・中学校の全実施教科区分で全国平均を上回ることを掲げて、取組を進めていきます。

2 学力の保障と向上の取組について
学力の保障と向上のための具体的な取組としては、今年度より、各学校において学力向上プランを活用した学校総体としての授業改善等の取組を行っています。
また、合川小・城島小・青陵中を学力向上実践推進校として指定し、授業改善や家庭学習、補充学習の充実に取り組んだ成果を他の学校へ広げていく取組や、城南中学校をモデル校として、学校等で指導経験を有する講師による学習会を実施する「中学校放課後等学習会事業」も進めていきます。
さらに、有識者で構成する「学力の保障と向上に関する委員会」を設置し、久留

米市の学力向上施策の有効性や方向性について、多面的かつ専門的な視点から提言をいただき、今後の教育施策の見直しにいかしていく取組等も行っているところです。

【質問要旨】 1 教育行政について
(2) タブレット導入について

【質問趣旨】 教育 I C T 活用推進校において、タブレットをどのように使っているのか。

【回答要旨】 本市では、国の積極的な教育 I C T の導入推進を踏まえ、児童生徒用コンピュータの効果的な導入を図ることを目的とし、平成 30 年度に小中学校 4 校を教育 I C T 活用推進校に指定して、合計 184 台のタブレット端末を先行的に導入しました。

この推進校の授業においては、動画再生機能を使って跳び箱を跳ぶフォームを確認する活動や、写真を撮影して植物の観察記録を作る活動、テレビ会議機能による病院内学級の児童との遠隔交流など、タブレットの機能を活かした効果的な活用に取り組んでいるところであります。

また、市教育委員会では、推進校におけるタブレット活用を促進するために、推進校の全教員に対するタブレットの操作研修の実施や、リーダー教員に対する実践事例の紹介などを行っております。

更に本年度は、推進校の取組を他の市立小中学校の教員に広げるために、推進校におけるタブレットを活用した授業の公開や、教育 I C T 活用の専門講師による研修を行ったところであります。

2 回目

【質問要旨】 1 教育行政について
(2) タブレット導入について

【質問趣旨】 タブレットの導入によって目指す教育効果の最終的な目標は何か。また、ハード整備の目標を問う。

【回答要旨】 1 子どもたちへの教育効果について

タブレット端末の活用は、学習に対する理解を促進するとともに、外国との遠隔地交流など、これまでにない充実した授業の実践が可能となります。また、反転授業など授業と宿題を反転させて、知識を「覚える」から「使う」ことでコミュニケーションを促し、役立てることに重点を移すことができます。更には、特別な支援が必要な子どもに対するきめ細やかな学習も期待できます。

久留米市としましては、子どもたちの学習意欲が向上し、授業を通して協働的に深く学び合う教育効果が発揮されることによって、一人ひとりがその能力に応じて将来の社会を発展させる担い手となることを目指していきたくと考えています。

2 I C T 環境の整備について

久留米市としましては、当面は文部科学省が目標として掲げている 3 学級につき 1 学級分の整備を目指し、将来的には児童生徒一人 1 台のコンピュータの配備も認識しながら、教育 I C T を取り巻く国や民間企業の動きを見極めつつ、財源状況も踏まえた効率的な I C T 環境の整備に努めていきたくと考えています。

先日 Google 日本本社を訪れ、全世界で 3,000 万人が学んでいる google for education の取組みや、文部科学省との共同プロジェクトについて伺ってきました。

東京都町田市などでは、これらのシステムが実際に採用されており、埼玉県公立高校では大きな成果が得られています。これらの先進事例を取り入れ、生徒や先生にとって魅力あるICT教育を進めていきたいと考えています。

【質問要旨】 1 教育行政について
(3) 夏場のプール開放について

【質問趣旨】 夏場のプール開放は、近年の猛暑の影響や監視を担う保護者の確保が難しく、中止する自治体があると聞くと聞くと、久留米市の現状は。

【回答要旨】 1 プール開放の実施状況と課題
夏休み期間中のプール開放については、監視人員の確保等が困難なことから、実施しない自治体も増えてきています。
久留米市においても、ここ数年は実施校が減少し、今年度は市立小学校25校で、1校あたり約6日間実施しております。
減少した理由としましては、近隣の公営プールの状況、事故発生リスクの他、監視を行っていただいております保護者の確保と監視の負担が少なくないこと、さらには、近年の猛暑の影響など、複数の要因があると認識しております。

2回目

【質問要旨】 1 教育行政について
(3) 夏場のプール開放について

【質問趣旨】 課題への対応と今後の方針は。

【回答要旨】 1 今後の方針について
夏休み期間中のプール開放は、通常の授業とは異なり、任意の取り組みです。
監視を警備業者へ委託する自治体もございますが、市教育委員会としましては、今後も、保護者のご協力をいただきながら、実施可能な学校については、保護者負担の軽減のための補助的な監視員の雇用や、万が一に備えた保険加入などの対応も行い、継続していきたいと考えております。

【質問要旨】 1 教育行政について
(4) 中学校の部活について

【質問趣旨】 週休2日を久留米市では、どう対応しているか。また、夏場の熱中症対策をどうしているか。また、朝練習を久留米市では、どう対応しているか。

【回答要旨】 1 久留米市における週休2日の取組について
久留米市立中学校では、校長会やPTAなどの申し合わせにより、毎週月曜日を休養日に充てることとしています。また、県中学校体育連盟からの通知に基づき、土日のどちらか1日を休養日に充て、大会等で土日続けて活動した場合は別の日に休養日を設けるなどの取組によって、週休2日の確保に努めているところです。

2 夏場の熱中症対策について

夏場の部活動においては、各学校で休憩時間や水分及び塩分補給をこまめにとることを徹底するとともに、練習時間を短縮したり、空調のある室内で練習したりするなどの熱中症防止に努めております。

3 久留米市における朝練習の対応について

朝練習は、市内全中学校 17 校で行われております。朝練習の実施に関して、市教育委員会としましては特段の指導は行っていませんが、各学校において練習時間等を設定し、学校長の指導の下、安全面に留意した中で朝練習が行われているところです。

2 回目

【質問要旨】

1 教育行政について

(4) 中学校の部活について

【質問趣旨】

部活動の在り方について、学校の判断だけでなく、教育行政としてどう考えていくのか。対応を聞きたい。

【回答要旨】

市教育委員会としましては、現在、久留米市部活動方針策定委員会を設置し、今年度「久留米市部活動方針」を策定する予定です。この方針は、国の「ガイドライン」や県の「運動部活動の在り方に関する指針」に基づき、適切な活動時間や休養日等を定めるものです。

また、各学校は、今回策定する久留米市の方針に基づき、それぞれの学校における「部活動方針」を定めることになっています。

今後、市教育委員会としましては、市の方針に基づく指導助言等により、生徒にとって過度な負担とならないような、また教員にとってもワーク・ライフ・バランスの確保ができるような取組を進めていきたいと考えています。

【質問議員】

森崎 巨樹 議員

【質問要旨】

3 小学校適正規模化と今後の展望

【質問趣旨】

全市的な学校の適正規模化に関して、どのようなビジョンを持っているのか。また、適正規模化における配慮事項について、どのように考えているか、①全市的な説明、②対象地域における意思確認の手法、③地元説明における配慮事項、④児童への配慮事項、⑤地域振興に関するインセンティブ、⑥学校施設の充実などのインセンティブ。また、現在、城島地域で行われている説明会が、丁寧さに欠けているのではないかと。

【回答要旨】

1 全市的な学校の適正規模化のビジョン

久留米市内には、複式学級が発生している過小規模校がある一方で、31 学級以上の過大規模校があり、それぞれに児童の教育活動や学校運営において、課題があると認識しています。

市教育委員会では、昨年 10 月に策定した「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、小規模化が進む学校への対応を段階的に行っていくこととしており、また、過大規模校の解消に向けた方策についても検討を行っていくことにしています。

久留米市としましても、子ども達の教育環境の向上を図るため、今後の児童数の状況や課題の緊急性などを総合的に鑑み、市教育委員会が示している望ましい学校規模について、方向性を共有し連携を図りながら、その実現に向け取組を進めてま

いたいと考えています。

2 適正規模化における配慮事項についての6点の質問

1点目の全市的な説明については、久留米市立小学校小規模化対応方針に関するパブリック・コメントを実施したり、小中学校PTA連合協議会や校区まちづくり連絡協議会などにおいて、取組内容の説明を行ったりしてきたところです。

2点目の対象地域における意思確認については、保護者や地域の皆様への丁寧な説明と、率直な意見交換を行っていく中で、具体的な統合に関しての要望書が提出されるなどにより、統合に関する意思確認ができるのではないかと考えております。

3点目と4点目の地元や児童への配慮については、保護者や地域の皆様の疑問や不安を共有しながら、1つずつ解消していくことが重要であると考えております。

5点目と6点目の地域振興や学校施設に関するインセンティブについては、『新しい学校づくり』と『地域活性化の取組』が、大きな柱であると認識しており、久留米市といたしましても、対象地域の皆様と丁寧な協議を行いながら、未来につながる人づくりと魅力ある地域づくりに、しっかりと取り組んでいくことが重要だと考えています。

3 城島地域で行われている説明会について

城島地域の小学校統合を進めるにあたっては、保護者や地域の皆様からのご意見を十分に聞きながら、学校統合への不安を解消するとともに、必要な支援を行っていかねばならないと考えています。

そのために、より多くの方々のご質問やご意見を反映できるような方法について、保護者や地域の皆様に、しっかりと相談しながら、丁寧な取組を進めていかねばならないと考えています。

2回目

【質問要旨】 3 小学校適正規模化と今後の展望

【質問趣旨】 城島地域での説明会において、対象者や開催日時・説明内容について、配慮不足ではなかったか。また、城島地域において望ましい学校の在り方を示すべきではないか。

【回答要旨】 1 説明会における対象者や日時・内容などの配慮について

説明会は、より多くの方々に参加できるような日時の設定や、協議の内容や方法についても、保護者や地域の皆様に、しっかりと相談しながら、丁寧な取組を進めていかねばならないと考えています。

実際に、城島地域の全ての校区まちづくり協議会幹部と市長の膝詰め懇談会を行い、地域の要望を聞いているところです。そこでは、先方から小学校統合を要望されたり、地域の活性化策を議論したりしたこともあります。

今後とも、市議会の皆様のご協力もいただきながら、地域の声を丁寧に聞いていきたいと考えています。

2 城島地域における望ましい学校の在り方について

小学校の統合は、市教育委員会が「久留米市立小学校小規模化対応方針」で望ましい学校規模について示しているところでございます。

その上で、まずは最優先の対応として、複式学級校の解消に向けた統合を進めていく必要があると認識しています。

そうしたことから、下田小学校及び浮島小学校の統合を優先すべきと理解しているところです。

令和元年第4回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
佐藤 晶二 議員	2 野中町正源氏公園周辺について (3) ドイツ兵俘虜の慰霊碑について
山下 尚 議員	3 読書のバリアフリーについて

(市民文化部関係)

個人

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 2 野中町正源氏公園周辺について
 (3) ドイツ兵俘虜の慰霊碑について

【質問趣旨】 ドイツ兵俘虜による第九演奏 100 周年を踏まえて、それが評価されるような取り組みをすべきではないか。

【回答要旨】 1 第九の演奏について
 1919 年 12 月 3 日、久留米高等女学校で、ドイツ兵俘虜によりベートーベンの第九が演奏されました。一般の市民が第九を聴いたのは、久留米市が日本初であり、今年はそれからちょうど 100 周年という節目の年となります。

2 100 周年事業について
 そこで、第九の久留米初演 100 周年を記念した演奏会が、本年 12 月 28 日に、久留米シティプラザのグランドホールで、「久留米第九を歌う会」により開催されますが、それに合わせて、市では 12 月 18 日から 28 日までの 11 日間、シティプラザ展示室で「久留米に響く第九の調べ」と題した企画展をいたします。

この企画展の中で、ドイツ兵捕虜の久留米での暮らしや音楽活動などを取り上げるとともに、収容所跡や慰霊碑など、捕虜のゆかりの地をめぐるバスハイクも計画しております。

また、100 周年記念事業を通じて、ドイツ兵俘虜収容所の歴史と久留米のゴム産業等の発展や文化に与えた影響を、テレビや新聞を通じて久留米市内外に伝えていきたいと思っております。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 3 読書バリアフリー法について

【質問趣旨】 読書バリアフリー法が施行されたことに伴う読書困難者への対応

【回答要旨】 1 図書館におけるバリアフリー対応の考え方

久留米市では、図書館法や障害者差別解消法をふまえ、障害等の有無にかかわらず全ての市民が図書館を等しく利用できるように、読書環境の整備を図ってきました。

2 現在の取り組み状況

中央図書館では、

- ・ボランティアによる点字・音訳図書の作成及び無料郵便サービス
 - ・県内の他図書館に先駆け、全国の視覚障害者情報総合ネットワークであるサピエの加入による、音訳図書提供サービスの拡大
 - ・身体障害等の来館困難者への書籍無料宅配サービス
 - ・特別支援学校や福祉施設等への長期団体貸出しサービス
- など、これまでも様々な読書環境のバリアフリー化を図ってまいりました。

3 今後の読書バリアフリー法に関する取り組み

今後も、読書バリアフリー法が求める読書環境の整備に向け、まずは、その重要な担い手であるボランティアの養成・活動の支援を行い、点字・音訳図書の充実を図ってまいります。

また、電子書籍やインターネットを利用したいいわゆる「聞く読書」についても、より使いやすい端末の開発や普及状況を踏まえながら、その活用に向けて調査・研究してまいります。

令和元年度第1回久留米市社会教育委員の会議の結果について

【日 時】令和元年7月30日（火）10時00分～10時55分

【会 場】えーるピア久留米 210・211研修室

1 令和元年度社会教育の主な事業について

社会教育分野の取り組み、主な事業の概要、予算額などの報告に基づき、議論がありました。

質問	高齢者の交通事故が多くなっているが、小都市のように派遣バスを出して西鉄やJRまで送迎することはできないのか。
回答	高齢者に対する交通支援は行っていない。高齢者の事業参加を促すためにも、要望として受け止めておく。
質問	資料の「旧久留米市」という表記や分け方は今後も続けていくのか。
回答	次回から表記と分け方を改め、施設別の事業の紹介という形に変更する。
質問	東京オリンピック・パラリンピックに向けた久留米市の取り組み状況について伺いたい。
回答	関連パンフレットの街中での配布、オリ・パラのホームページの開設、水の祭典パレードにケニアやカザフスタンの大使館関係者を招待するなどしている。今後は、キャンプのサポートの協賛依頼や、応援グッズの販売を行う予定。キャンプでは、ケニアやカザフスタンの選手と市民が交流できる企画を検討している。
質問	(1) 高齢化に伴い地域での文化財の保存が難しくなっている点についてどう考えているのか。 (2) 久留米市内にあるスケート場を教えてください。
回答	(1) 昨年大幅に改正された文化財保護法の中に、地域団体を保存活用団体に指定し行政が支援できる点や、市町村が保存活用地域計画を策定できる点が盛り込まれている。改めて地域の文化財の調査を行い市民とともに協議を進めていく。 (2) 久留米市内のスケート場は民間が運営している1箇所のみ。
質問	(1) 歴史博物館建設の構想はあるのか。 (2) 図書館の開館時間を統一する予定はないのか。 (3) 子ども未来部と生涯学習推進課で連携を取り子育て支援に取り組んでもらえないか。
回答	(1) 今年度中に博物館の整備のあり方についての方向性を打ち出す予定なので、歴史博物館構想については現在検討中。 (2) これまでも市民のライフスタイルや要望に応じて開館時間等を検討してきたため、これからも検討を続けていく。 (3) 社会教育という視点の中で、情報を共有して協力できるところは協力していきたい。

質問	(1)ジュニアアスリートに対する支援事業について伺いたい。 (2)小中学校でのオリンピック選手との交流はどういったものになるのか。
回答	(1)世界大会レベルの実績がある選手を認定し補助金を交付する、トップアスリート支援事業を行っている。 (2)最終的な内容の決定は来年の開催直前の予定だが、テレビ電話などを使った英会話教育やオリンピックとの直接の交流などを検討している段階だ。

【久留米市社会教育委員名簿】

(任期：平成30年12月1日～令和2年11月30日)

※稲益 英子委員のみ、任期：平成31年2月1日～令和3年1月31日)

区分	氏名	所属
学校教育関係者	江口 やよみ	久留米市小学校長会
社会教育関係者	深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	大久保 康博	久留米市子ども会連合会
	永松 千枝	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	平木 健悟	久留米市小・中学校 PTA 連合協議会
	佐藤 光義	久留米市体育協会
家庭教育関係者	※稲益 英子	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	南島 成司	久留米市議会議員
	江村 理奈	久留米大学
	椎山 克己	久留米信愛短期大学

※当日欠席委員（平木委員、南島委員、江村委員）

ユニセフ「スマホサミット」の実施について

1 趣旨

本事業は、子どもの権利条約採択30周年記念事業として開催され、インターネットの利用に関する身近な問題を取り上げながら、子どもの安心・安全をテーマにした議論を通して、子どもやおとなが果たすべき役割を考えます。

2 実施

(主催) 久留米ユニセフ協会

(共催) 久留米市教育委員会

3 開催日時

令和元年10月20日(日)

9時～16時

4 場所

久留米商工会館大ホール(5F)

5 参加予定生徒

中学生及び高校生等

6 内容

(午前) インターネットの利用に関する身近な問題を取り上げ、生徒がグループに分かれて討議・発表を行います。

(午後) 行政・警察・企業等の方が加わり、グループに分かれて討議・発表及びパネルディスカッション等を行います。